

# ICOCA電子マネー取扱約款

平成17年10月1日  
西日本旅客鉄道株式会社  
公 告 第 17 号

## (この約款の目的)

**第1条** この約款は、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が、ICOCA電子マネーの利用者に提供する加盟店におけるサービス内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

## (適用範囲)

**第2条** 加盟店での商品購入等の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

**2** ICカード等による旅客の運送等については、「ICカード乗車券取扱約款（平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号）」その他ICカード等の発行者が別に定めるものによります。

## (用語の定義)

**第3条** この約款における主な用語の定義は、次の各号に定めがない場合、ICカード乗車券取扱約款に定めるとおりとします。

- (1) 「ICOCA電子マネー」とは、発行者がICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、当社の定める方法でICカード等に記録した金銭的価値をいいます。
- (2) 「ICカード等」とは、利用者がICOCA電子マネーを記録・利用するための、ICチップを内蔵するICOCAの表示又は別表第1号のICOCA電子マネーのサービスマークがあるカード等の記録媒体をいいます。
- (3) 「発行者」とは、当社又は当社がICOCA電子マネーの発行者として指定する会社もしくは組織をいいます。
- (4) 「利用者」とは、本約款に同意し、ICOCA電子マネーを利用される方をいいます。
- (5) 「チャージ」とは、当社の定める方法でICカード等にICOCA電子マネーを積み増しすることをいいます。
- (6) 「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、ICOCA電子マネーの読取り、引去り及び当社が特に認めた場合は書込みをすることができる機器（リーダー・ライター）をいいます。
- (7) 「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額のICOCA電子マネーを引き去り、発行者の電子計算機、ICカード等又は加盟店の端末に同額のICOCA電子マネーが積み増しされることをいいます。
- (8) 「加盟店」とは、当社がICOCA電子マネーに係る加盟店として指定した店舗であって、ICOCA電子マネーの利用により、利用者に物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務（以下「商品等」といいます）を提供するものをいいます。当社が、ICOCA電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供する場合においては、当社も加盟店にあたるものとみなします。

- (9) 「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、商品等を購入し又は提供を受ける際に、金銭等に代えて I C O C A 電子マネーを加盟店の端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。
- (10) 「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に設置及び利用が許され、かつ加盟店が当社のために管理する端末をいいます。

#### (加盟店での I C O C A 電子マネーの利用)

- 第4条** 当社が指定する加盟店は、I C O C A の表示又は別表第1号の I C O C A 電子マネーのサービスマークを掲示するものとします。利用者は、かかる加盟店で、I C O C A 電子マネーを利用して電子マネー取引を行うことができるものとします。
- 2** 前項の定めにかかわらず、利用者は、1回の電子マネー取引につき2枚以上の I C カード等を同時に使用することはできません。
- 3** 利用者は、加盟店において、電子マネー取引を行うに際し、I C O C A 電子マネーをその利用可能残高の範囲内で、発行者及び加盟店が定める方法により利用することができるものとします。
- 4** 第1項の場合、利用者の I C カード等から当該加盟店の端末に、商品等の代金額に相当する I C O C A 電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。
- 5** 商品等の代金額及び I C O C A 電子マネー残額は、I C O C A 電子マネーの移転が完了した時点で、加盟店の端末等に表示され、利用者は、当該代金表示額及び I C O C A 電子マネーの残高表示金額に誤りのないことを確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。
- 6** 当社及び発行者は、利用者が加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。
- 7** I C O C A 定期券、小児用 I C O C A、小児用 I C O C A 定期券、及びスマート I C O C A については、記名人本人以外は利用できません。ただし、電子マネー取引に関しては、カード保有者を記名人とみなして本人確認を行うことなく、利用を認めます。よって、当社及び加盟店は記名人本人以外の利用によって生じた記名人本人の損害についてその責めを負いません。

#### (前条のご利用後に生じた事由)

- 第5条** 前条の I C O C A 電子マネーの移転がなされた後、利用者との間で I C O C A 電子マネー移転の原因となった行為が無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該 I C O C A 電子マネーの返還はできません。

#### (I C O C A 電子マネーが利用できない場合)

- 第6条** 利用者には、以下の各号に定める場合においては、第4条に基づくご利用ができないことをあらかじめご承認いただきます。
- (1) 利用者の I C カード等に記録保存されていた I C O C A 電子マネーが、変造又は不正に

作成されたものである場合。

- (2) システムの通信時、又はシステムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。
- (3) システムの障害時、ＩＣカード等もしくは端末の破損又は電磁的影響その他の事由によるＩＣＯＣＡ電子マネーの破損もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。
- (4) ＩＣカード等が不正乗車的手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、ＩＣカード等の発行者が別に定めるものに従って、無効となり回収された場合。
- (5) ＩＣカード等の発行者が別に定めるものに加えて、ＩＣＯＣＡ電子マネーの利用又はＩＣＯＣＡ電子マネーのチャージのいずれかの取扱いを行なった日の翌日を起算として、10年間これらの取扱いが行なわれなかった場合で、当社が特に定めた場合。
- (6) 1回の電子マネー取引に際し、ＩＣＯＣＡ電子マネーのチャージと移転を複数回繰り返す場合。
- (7) その他やむを得ない事由のある場合。

#### (取扱対象外商品等)

**第7条** 当社又は加盟店が別途定める有価証券、金券等の商品等については、電子マネー取引はできません。

#### (制限責任)

**第8条** ＩＣＯＣＡ電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、当社又は発行者はその責任を負わないものとします。

#### (約款の変更)

**第9条** 当社は、本約款を変更することができるものとします。

**2** 本約款を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がＩＣＯＣＡ電子マネーを購入又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

#### (規定の準用)

**第10条** 本約款に定めのない事項のうち、ＩＣカード等の発売、発行、払いもどし、当社の免責事項等に関する事項については、ＩＣカード乗車券取扱約款その他ＩＣカード等の発行者の定めによるものとし、この場合、「ＳＦ」を「ＩＣＯＣＡ電子マネー」と読み替えることとします。但し、ＩＣカード乗車券取扱約款における第17条の準用にかかわらず、印字及び表示される利用履歴の内容は取扱月日及び取扱後のＳＦ残額であって、取扱箇所（取扱加盟店）の印字及び表示は行ないません。

**別表第1号**（第3条、第4条）

ＩＣカード等及び加盟店に対する表示 内容省略